

譲渡契約書

譲渡人 一般社団法人わんずふりー（以下甲とする）と、譲受人_____（以下乙とする）は、甲所有動物に関する譲渡契約（以下「本契約」とする）を以下の通り締結します。

第1条（譲渡動物について）

甲は乙が本契約書の内容を遵守することを条件に下記の動物の所有権を譲渡します。

- （犬）【仮名】
- 【年齢】
- 【犬種】
- 【毛の色】
- 【性別】
- 【備考】

第2条（所有権について）

譲渡日より2週間をトライアル期間とし、その間に両者に異議がなければ期間終了をもって、甲は乙に正式に当該動物の所有権を譲渡します。

ただし、本契約書記載内容に対しての違反が認められた場合、並びに当該動物の飼育に不都合な事実の隠蔽（経済・健康・環境）、または本契約書記載の住所、氏名等に虚偽の内容があった場合、その時点で当該動物の所有権は甲に戻され、乙は速やかに当該動物を甲に返還することとします。

第3条（契約期間について）

本契約の期間は、本契約日から当該動物の死亡又は乙の所有権消滅までとする。但し、死亡に不審な点が見られる場合には、事実関係の究明、法的措置の完了までとします。

第4条（譲渡条件について）

- 1) 飼育困難な状況（経済的理由・健康問題・愛情欠落）などの理由により、当該動物を飼育できない事態が起こった場合はただちに甲に報告し、当該動物の返還及び違約金を支払うものとする。
- 2) 逃走防止のための管理を怠りません。乙は、当該動物を逃してしまった場合、速やかに捕獲に努めるとともに、甲及び行政関係各所に届け出るものとする。
- 3) 正式譲渡契約後も、甲からの当該動物の写真請求や面会請求があった場合には応じなくてはなりません。それにより当該動物の飼育にふさわしくない環境と甲に判断された場合、乙は契約不履行として当該動物の返還及び違約金を支払うものとする。

- 4) 乙は、当該動物の死亡について不審な点があると指摘された場合は検死を行い、適正飼育でない判断された場合、違約金の支払い並びに SNS 等での住所指名の公表をされても異議を唱えないものとする。
- 5) トライアル期間中および正式譲渡後の譲渡動物による咬傷事故等、またそれに関わる損害賠償請求が発生した場合については、甲はその責任を問われないものとし、乙が一切の責任を負い、誠意を持って対応するものとします。
- 6) 乙は、当該動物の第三者への譲渡、転売、虐待、殺傷など本契約書の趣旨に反する行為が認められた場合、または乙にその疑いを抱かせるような行為や態度が認められた場合は、甲の要求に従い直ちに当該動物を返還し、違約金を支払うものとします。
- 7) 住所、連絡先が変更になった場合、速やかに甲に連絡をします。

第5条（費用負担について）

本契約にかかる費用を乙は以下の通り負担するものとする。

- 1) 譲渡費用は2万円とする。ただし、契約不履行が発生した場合、違約金として18万円を乙は甲に別途支払うものとする。
- 2) 乙都合により当該動物を甲へ返還する場合、違約金の他、交通費など返還にかかる費用はすべて乙負担とします。

第6条（誠実協議事項について）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈に疑義が生じた場合、甲乙誠意をもって協議の上で解決するものとします。

第7条（連帯保証人）

連帯保証人(丙)は、本契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の役務について保証し、乙と連帯して責任を負うものとします。

第8条（合意管轄について）

本契約に関して紛争が生じた場合、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9条（個人情報取り扱いについて）

甲は、個人情報の漏洩、滅失または棄損の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

以上、本契約の成立を証するために本契約書を3通作成し、甲乙署名の上、各自1通保有します。

令和 年 月 日

甲 譲渡人

〒421-0218

静岡県焼津市下江留 1850-1

一般社団法人わんずふりー

代表理事 齊 藤 洋 孝

乙 譲受人

〒

住 所

氏 名

連絡先

丙 連帯保証人

〒

住 所

氏 名

連絡先